

アメリカ裁判制度の現状

裁判権(1) - 事物裁判権

1 州と連邦の事物裁判権

事物裁判権とは、連邦憲法に基づく主権的作用として、州の裁判所または連邦の裁判所が当該種類の事件に対して裁判する権限をいう。以下民事事件に限定して論ずる。

A．州裁判所の事物裁判権

州裁判所は、事件の種類として、州法上の事件か連邦法上の事件かを問わず、連邦裁判所の専管事項（後述C参照）を除くすべての事件を裁判できる。したがって、P / L 訴訟を含む一般民裏事件、州独禁法裏件、州商標法事件、不正競争事件などは州裁判所の事物裁判権に属する。

B．連邦裁判所の事物裁判権

連邦裁判所は、連邦憲法およびこれに基づく連邦法によって裁判権を認められた種類の事件のみ裁判できる。連邦憲法第3条第2項は、次の9種の事件を列記する。その中でもっとも主要なものが、「連邦問題事件」と「州籍相違事件」である。

- 1．連邦法に基づいて発生した事件（連邦問題事件）
- 2．外交官に関係する事件
- 3．海事事件
- 4．連邦政府を当事者とする事件
- 5．各州間の事件
- 6．州と他州の市民との間の事件
- 7．異なる州の市民間の事件（州籍相違事件）

8. 同じ州の市民間における他州から与えられた土地をめぐる事件
9. 州またはその市民と外国またはその市民との間の事件（外国人事件）

したがって、連邦裁判所は、特許事件、著作権事件、連邦商標事件、連邦独禁法事件など連邦問題事件に対して事物裁判権を有するほか、当事者が異なる州の市民である場合（州籍相違事件）の場合には、州裁判所が事物管轄権を有する P / L 訴訟を含む一般民事事件、州独禁法事件、州商標法事件、不正競争事件などについても州裁判所とともに事物裁判権を共有する。

連邦法（合衆国法典 28 巻）は、連邦憲法第 3 条第 2 項を承けて、連邦裁判所の事物裁判権を具体的かつ制限的に規定する。すなわち、後述の連邦問題裁判権、州籍相違裁判権、補充裁判権、移送事件裁判権などである。

C. 連邦裁判所の専管事項

連邦裁判所の専管事項の主要なものは、次の事項である。

- 海事事件（28 USC 1333）.....連邦地方裁判所
- 破産事件（28 USC 1334）.....連邦地方裁判所
- 特許事件（28 USC 1338）.....連邦地方裁判所、連邦請求裁判所
- 種苗保護事件(28 USC 1338).....連邦地方裁判所、連邦請求裁判所
- 著作権事件（28 USC 1338）.....連邦地方裁判所、連邦請求裁判所
- マスク・ワーク権事件（28 USC 1338）.....連邦地方裁判所
- 連邦独禁法事件（15 USC 15, 26）.....連邦地方裁判所
- 相殺関税事件（28 USC 1581）.....連邦国際取引裁判所
- 反ダンピング関税事件（28 USC 1581）.....連邦国際取引裁判所

これに対して、連邦商標法上の事件は、連邦問題事件として連邦裁判所の裁判権に服するが、連邦裁判所の専管事項とはされていない(28 USC 1338)。なお、州特許法、州著作権法は存在しないが、州独禁法、州商標法は存在する。前者が存在しないのは、連邦に排他的特許法・著作権法を制定する権限が与えられ、かつ現在連邦議会が州法を排除する特許法・著作権法を制定しているためである。後者が存在するのは、連邦議会が州際取引規制権限に基

づき連邦独禁法・商標法を制定しているので、州内の規制を対象とする州独禁法・商標法を排除できないためである。

2 連邦裁判所の連邦問題裁判権

A . 連邦問題の意義

(1) 憲法上の「連邦問題」(federal question)

連邦問題事件とは、広義では、連邦憲法第3条第2項にいう「合衆国憲法、合衆国の法律または条約に基づいて発生した事件」(“ Cases arising under this Constitution, the Laws of the United States and Treaties”)をいう。1824年のオズボーン事件¹において、連邦最高裁は、連邦憲法のこの文言について、連邦法が請求原因を構成する場合のみならず、抗弁を構成する場合を含むと判決した。したがって、これが連邦議会が連邦裁判所に連邦問題として与えうる事物裁判権と上限となる。

(2) 法律上の「連邦問題」

連邦議会は、憲法の許容範囲よりも狭く、連邦問題裁判権を連邦裁判所に与えている。合衆国法典 28 卷 1331 条は、連邦地方裁判所は「合衆国の憲法、法律または条約に基づいて発生したすべての民事事件」(“ all civil actions arising under the Constitution, laws, or treaties of the United States”) に対して第1審裁判権をもつと規定する。この規定は、連邦裁判所に連邦問題裁判権が生ずるには連邦法が請求原因を構成することを要し、抗弁を構成するだけでは不足と解釈されている² (狭義の連邦問題裁判権)。たとえば、特許侵害差止訴訟では、訴状上に連邦法である特許法に基づく特許権の付与が請求原因の要素として記載され

¹ Osborn v. Bank of the United States, 22 U.S. (9 Wheat.) 738 (1824)。この事件では、接論として判示されたただけであったが、Verlinden B. V. v. Central Bank of Nigeria, 461 U.S. 480 (1983) においても維持されている。

² “well-pleaded complaint rule” とよばれている。Louisville & Nashville R. Co. v. Mottley, 211 U.S. 149 (1908)

る。したがって、この事件は、連邦問題として連邦地方裁判所に事物裁判権を生ずる（合衆国法典 28 巻 1338 条）。

連邦問題が提起されている場合であっても、それがとるに足りないとき、または、重要なものでなくかつ単に連邦裁判所に裁判権を生じさせることを目的とするときには、裁判権の発生は認められない³。

宣言的判決請求事件（日本の確認訴訟に相当する）では、宣言的判決が連邦法上認められている（合衆国法典 28 巻 2201 条）が、これ自身は連邦問題裁判権を生じさせる請求原因の要素とはならない。請求原因事実ではなく、救済手続にとどまるからである。これを除いた請求原因が連邦法に基づく場合に、連邦問題裁判権を生ずる⁴。

連邦憲法上の連邦問題裁判権に基づき、連邦議会は、合衆国法典 28 巻 1331 条のほか、同 1498 条、1581 条などを規定する。1498 条は、連邦政府に対する特許事件、著作権事件、種苗保護事件について、連邦請求裁判所に裁判権を与えている。1581 条は、反ダンピング関税事件、相殺関税事件について、連邦国際取引裁判所に裁判権を与えている。

B. 著作権事件

(1) 著作権侵害

著作権侵害（501 条）は、著作権法（合衆国法典 17 巻）に基づき、著作権者に、差止請求権（502 条）、侵害物処分請求権（503 条）、損害賠償請求権（504 条）、裁判費用賠償請求権（505 条）、弁護費用賠償請求権（505 条）を生じさせる。したがって、著作権侵害訴訟は、連邦地方裁判所に、連邦問題裁判権を生じさせる（合衆国法典 28 巻 1338 条）。

前述のとおり、この裁判権は連邦裁判所の専管事項として、州の裁判権を排除する。連邦政府に対する著作権侵害訴訟は連邦請求裁判所の専属管轄に、その他の著作権侵害訴訟は連邦地方裁判所の専属管轄に属する。

³ Bell v. Hood, 66 S.Ct. 773 (1946)

⁴ Skelly Oil Co. v. Phillips Petroleum Co., 339 U.S. 667 (1950)

(2)ライセンス契約違反

著作権使用許諾契約の違反は、州の契約法に基づき、許諾者に、使用料支払請求権、損害賠償請求権などを生じさせる。したがって、連邦裁判所に連邦問題裁判権を生じさせない。後述の州籍相違裁判権、移送裁判権、補充裁判権によって、連邦裁判所の裁判権に服することがある。

(3) I T C の輸入差止決定に対する提訴

合衆国国際取引委員会（I T C）は、準司法的手続によって、著作権を侵害する物品の輸入を（著作権侵害行為としてではなく）不正競争行為として差し止めることができる（合衆国法典 19 巻 1337 条）。I T C の輸入差止決定に対しては、連邦巡回区連邦控訴裁判所に提訴できる（合衆国法典 19 巻 337 条(c)および 28 巻 1295 条）。

(4)税関（U.S. Customs Service）の輸入差止処分に対する提訴

著作権法（603 条）に基づき、税関は著作権を侵害すると認められる物品の輸入を暫定的に差し止めることができる（19 CFR 133. 42）。税関の輸入差止処分に対しては、連邦国際取引裁判所に提訴できる（合衆国法典 28 巻 1581 条）。

C．特許事件

(1)特許侵害

特許侵害（271 条）は、特許法（合衆国法典 35 巻）に基づき、特許権者に、差止請求権（238 条）、損害賠償請求権（284 条）、裁判費用賠償請求権（284 条）、弁護費用賠償請求権（285 条）を生じさせる。したがって、特許侵害訴訟は、連邦地方裁判所に、連邦問題裁判権を生じさせる（合衆国法典 28 巻 1338 条）。

前述のとおり、この裁判権は連邦裁判所の専管事項として、州の裁判権を排除する。連邦政府に対する特許侵害訴訟は連邦請求裁判所の専属管轄に、その他の特許侵害訴訟は連邦地方裁判所の専属管轄に属する。

(2)ライセンス契約違反

特許実施許諾契約の違反は、州の契約法に基づき、許諾者に、実施料支払請求権、損害賠償請求権などを生じさせる。したがって、連邦裁判所に連邦問題裁判権を生じさせない。後述の州籍相違裁判権、移送裁判権、補充裁判権によって、連邦裁判所の裁判権に服することがある。

(3)特許商標局の審決に対する提訴

特許出願および抵触審査に関する特許商標局審判部の審決に対しては、連邦地方裁判所または連邦巡回区連邦控訴裁判所に提訴できる（合衆国法典 35 巻 141, 145, 146 条）。

(4) I T C の輸入差止決定に対する提訴

I T C は、準司法的手続によって、特許権を侵害する物品の輸入を（特許侵害行為としてではなく）不正競争行為として差し止めることができる（合衆国法典 19 巻 1337 条）。I T C の輸入差止決定に対しては、連邦巡回区連邦控訴裁判所に提訴できる（合衆国法典 19 巻 337 条(C)および 28 巻 1295 条）。

D. 商標事件

(1)商標侵害

商標法には 2 種類ある。連邦商標法と各州の商標法である。

連邦商標法（ランナム法，合衆国法典 15 巻 22 章）は、州際取引上、商標の連邦登録制度を定め、登録商標を保護している。商標侵害に対して、商標権者に、差止請求権、利益計算請求権、損害賠償請求権、裁判費用賠償請求権、弁護費用賠償請求権を与えている（合衆国法典 15 巻 1117 条）。したがって、連邦商標権の侵害訴訟は、連邦地方裁判所に、連邦問題裁判権を生じさせる（合衆国法典 28 巻 1338 条）。しかし、州裁判所の裁判権を排除しない。

州の商標法は、州内で使用される商標を、登録の有無にかかわらず、保獲する。また、使用の証明上の便宜のため登録制度を定めている。商標侵害に対して、商標権者に、損害賠償請求権などを与えている。したがって、州の商標権の侵害訴訟は、連邦裁判所に連邦問題裁判権を生じさせない。後述の州籍相違裁判権、移送裁判権、補充裁判権によって、連邦裁判所の裁判権に服することがある。

(2)ライセンス契約違反

商標使用許諾契約の違反は、州の契約法に基づき、許諾者に、使用料支払請求権、損害賠償請求権などを生じさせる。したがって、連邦裁判所に連邦問題裁判権を生じさせない。後述の州籍相違裁判権、移送裁判権、補充裁判権によって、連邦裁判所の裁判権に服することがある。

(3)特許商標局の審決・決定に対する提訴

特許商標局長の抵触審査開始決定および特許商標局審判部の抵触審査などの審決に対して、連邦巡回区連邦控訴裁判所に提訴できる（合衆国法典 15 巻 1071 条）。

(4) I T C の輸入差止決定に対する提訴

I T C は、準司法的手続によって、商標権を侵害する物品の輸入を（商標侵害行為としてではなく）不正競争行為として差し止めることができる（合衆国法典 19 条 1337 条）。I T C の輸入差止決定に対しては、連邦巡回区連邦控訴裁判所に提訴できる（合衆国法典 19 巻 337 条(c)および 28 巻 1295 条）。

(5)税関（U.S. Customs Service）の輸入差止処分に対する提訴

連邦商標法（合衆国法典 15 巻 1124 条）に基づき、税関は商標権を侵害すると認められる物品の輸入を暫定的に差し止めることができる

(19 CFR 133. 21)。税関の輸入差止処分に対しては、連邦国際取引裁判所に提訴できる（合衆国法典 28 巻 1581 条）。

E．不正競争事件

(1)州不正競争法

不正競争法は、もっぱら州法によって規律されている。州不正競争法上の事件は、後述の州籍相違裁判権、移送裁判権、補充裁判権によって連邦裁判所の裁判権に服することがある。加えて、著作権事件、特許事件、植物保護事件または連邦商標事件とともに不正競争事件が提起されるときには、不正競争事件に対しても連邦地方裁判所に（補充）裁判権が生ずる（合衆国法典 28 巻 1338 条）。

(2)連邦不正競争法

包括的規律ではないが連邦不正競争法も存在する。連邦取引委員会法 5 条（合衆国法典 15 巻 45 条）、連邦商標法 43 条 a 項（合衆国法典 15 巻 1125 条 a 項）である。連邦不正競争法上の事件は、連邦地方裁判所に、連邦問題裁判権を生じさせる（合衆国法典 28 巻 1331 条）。しかし、州裁判所の裁判権を排除しない。

F．独禁法事件

(1)連邦独禁法

独禁法は、もっぱら連邦独禁法によって規律されている。連邦独禁法は、連邦議会の州際取引規制権限に基づくが、州際取引規制権限は広く解されているので、連邦独禁法が対象とする範囲は州独禁法の規制領域がほとんどないほど広い。連邦独禁法は、シャーマン法（The Sherman Act）、クレイトン法（The Clayton Act）、ロビンソン・パットマン法（The Robinson-Patman Act）、連邦取引委員会法（The Federal Trade Commission Act）などからなる。不当な取引制限および独占行為を禁止するシャーマン法は、当該行為が州際取引に実質的影響（substantial effect on interstate commerce）をもつかぎり、適用される。排他条件付

き取引および企業結合を規制するクレイトン法は、当該排他条件付き取引が州際取引に用いられている（in interstate commerce）かぎり、また当該企業結合が州際取引に実質的影響をもつかぎり、適用される。価格差別を禁止するロビンソン・パットマン法は、当該価格差別行為が州際取引に用いられているかぎり、適用される。不公正取引を規制する連邦取引委員会法は、当該行為が州際取引に実質的影響をもつかぎり、適用される。マクレイン事件⁵では、ニューオリンズ地区の不動産ブローカの価格協定についてシャーマン法の適用の有無が争われたが、連邦最高裁判所は、次のように認定して、州際取引に対する実質的影響を認めた。すなわち、不動産取引自体は州際取引ではないが、当地での不動産取引に起用されている金融機関およびタイトル・インシュランス会社が州際企業であるから、通常取引価格を基準にして決められる仲介手数料を協定することは州際取引に実質的影響がある、と判断した。

これら連邦独禁法違反資源は、連邦問題として、連邦裁判所の事物裁判権に服する。この裁判権は、連邦地方裁判所の専管事項（合衆国法典 15 巻 15 条、26 条）として、州裁判所の裁判権を排除する。

(2)州独禁法

連邦独禁法の適用範囲が広いので、州独禁法の適用範囲はあまり広くない。契約上の競争禁止義務の拘束力などに州独禁法の適用される領域がある。州独禁法違反事件は、連邦裁判所に連邦問題裁判権を生じさせない。後述の州籍相違裁判権、移送裁判権、補充裁判権によって、連邦裁判所の裁判権に服することがある。

3 連邦裁判所の州籍相違裁判権

容易に想像されるように、州籍相違事件について連邦裁判所に裁判権が与えられたのは、州裁判所では地元民に有利に裁判される可能性を懸念したためである。

⁵ McLain v. Real Estate Bd. of New Orleans, Inc., 444 U.S. 232 (1980)

A．州籍相違の意義

(1)憲法上の「州籍相違」

州籍相違裁判権とは、憲法（第3条第2項）上は「異なる州の市民間の事件」（“controversies between citizens of different states”）に対する裁判権をいう。連邦最高裁は、憲法上の州籍相違を、最小州籍相違（“minimal diversity”）、すなわち、原告の一当事者と被告の一当事者との間に州籍相違があれば足りると解している⁶。

(2)制定法上の「州籍相違」

制定法上の州籍相違裁判権には、2種類ある。狭義の「州籍相違」裁判権（合衆国法典28巻1332条）と「競合請求権確定訴訟」裁判権（合衆国法典28巻1335条）である。いずれも、憲法上の州籍相違裁判権および外国人事件裁判権に基づく。すなわち、制定法上の州籍相違裁判権は、異なった州の市民間の事件に対する裁判権のみならず、ある州の市民と外国人との間の事件および外国政府がある州の市民を訴える事件に対する裁判権をも含む。

しかし、狭義の州籍相違裁判権（合衆国法典28巻1332条）については、州籍相違が、憲法の許容範囲よりも狭く、完全州籍相違（“complete diversity”）と解されている。すなわち、最高裁判所は、原告のどの当事者も被告のどの当事者とも同じ州の市民でないことが必要であるとしている⁷。さらに、連邦議会は、狭義の州籍相違裁判権が生ずるには、後述のとおり、訴額が50,000ドルを超えることを要件としている。

競合請求権確定訴訟とは、一つの債務に対して多数の者が権利者として名乗りを挙げている場合に、債務者が裁判所に債権者の確定を求める訴訟である。合衆国法典28巻1335条の競合請求権確定訴訟裁判権は、主張債権者のいずれか1人と他のいずれか1人との間に州籍相違があれば（この場合憲法上の最小州籍相違の要件は満たされている）、連邦裁判所に裁判権を認めるものである。狭義の州籍相違裁判権でも競合請求

⁶ State Farm Fire & Casualty Co. v. Tashire, 386 U.S. 523 (1967)

⁷ Strawbridge v. Curtiss, 7 U.S. (3 Cranch) 267 (1806)

権確定訴訟を起こすことができる（連邦民事訴訟規則 22 条）が、これは主張債権者の中に債務者と同じ州の市民がいれば利用できない。1335 条の競合請求権確定訴訟裁判権はこのような場合にでも利用できる。他方、主張債務者すべてが A 州の市民で債務者が B 州の市民である場合、連邦民事訴訟規則 22 条の競合請求権確定訴訟は利用できるが、1335 条の競合請求権確定訴訟は利用できない。なお、1335 条の競合請求権確定訴訟裁判権が生ずるには、後述 C のとおり、訴額が 500 ドルを超えることを要件としている。

(3)州籍相違の基準時

訴訟係属時（連邦裁判所では、原告が裁判所に訴状を提出した時点）が州籍相違裁判権発生の基準時となる⁸。したがって、訴訟係属時に州籍相違があればその後にこれが消滅しても、州籍相違裁判権は消滅しない。また、訴訟係属時に州籍相違がなければ、その後に州籍相違を生じても州籍相違は発生しない。しかし、訴訟係属時に共同被告のうち原告と州籍が同一の者がいる場合、訴訟係属後にその被告に対する訴えを取り下げることによって、その瑕疵が治癒され、州籍相違裁判権が発生する（連邦民事訴訟規則 21 条）。

(4)州籍相違の当事者

連邦裁判所の州籍相違裁判権は、紛争の真の当事者（real party）の州籍相違に基づくことが必要であり、名目上の当事者や形式上の当事者は無視される⁹。たとえば、死者の遺産財団の代表者が訴えの当事者である場合、代表者は紛争の真の当事者ではないから、代表者ではなく死者との間で州籍相違を判断しなければならない（合衆国法典 28 巻 1332 条 (c)(2)）。同様に、未成年者や無能力者の法定代理人が訴えの当事者となる場合、法定代理人ではなく未成年者や無能力者との間での州籍相違が問題となる。

法人では、法人財産をめぐる紛争について、法人自身が真の当事者であり、株主や代表者は真の当事者ではない。法人格のない社団では、団

⁸ Mullen v. Torrance, 22 U.S. (9 Wheat.) 537 (1824)

⁹ McNutt v. Bland, 43 U.S. (2 How) 9 (1844)

体財産をめぐる紛争について、構成員が真の当事者であり、団体自身や代表者は真の当事者ではない。信託（trust）の場合、信託財産をめぐる紛争については受託者が紛争の真の当事者であるから、受益者（beneficiary）ではなく受託者（trustee）との間で州籍相違が判断される¹⁰。

州籍相違の判断対象となる「真の当事者」の問題は、自分の名前で当事者となりうる「適格当事者」（real party in interest）の問題とは、必ずしも一致しない。たとえば、法人格のない社団である労働組合は、連邦民事訴訟規則 17(a)に基づき組合の名前で当事者となる場合があるが、州籍相違の判断にあたっては組合の構成員が真の当事者である¹¹。

(5)州籍相違の作出

連邦裁判所の州籍相違裁判権の作出を目的として、請求権を他州の者に譲渡した場合、住所を他州に変えた場合、会社を他州で再設立した場合などには、州籍相違裁判権は否定される（合衆国法典 28 巻 1359 条）。

B．州籍（国籍）の所在

(1)国籍と州籍

狭義の州籍相違裁判権（合衆国法典 28 巻 1332 条）は、次の事件について認められる。

- ・異なる州の市民間の事件
- ・ある州の市民と外国の市民または臣民との間の事件
- ・異なる州の市民間の事件であるが、外国の市民または臣民が加わっている場合
- ・原告たる外国政府と、ある州または異なる州の市民との間の事件

¹⁰ Navarro Saving Assn. v. Lee, 446 U.S. 458 (1980)

¹¹ Navarro Saving Assn. v. Lee, 446 U.S. 458 (1980)

ここでいう州の市民とは、合衆国の国籍（nationality）を有しかつ州籍（citizenship）を有する者をいう¹²。外国の市民または臣民とは、外国の国籍を有する者をいう。したがって、合衆国の国籍をもっているが、州籍をもっていない者（すなわち、他国に住所をもつ米国人）は、上記の「州の市民」にはあらず、州籍相違裁判権を生じさせない¹³。

(2)国籍の所在

連邦憲法修正 14 条は、「合衆国において出生または合衆国に帰化した者は、……合衆国およびその住所を有する州の市民とする」と規定する。したがって、自然人に関しては、合衆国に出生または帰化した者が合衆国の国籍を有する。それ以外の者が外国人である。ただし、例外として、州籍相違裁判権の発生に関しては、合衆国に永住権をもつ外国人は、合衆国の国籍および住所（domicile）を有する州の州籍をもつものとみなされる（合衆国法典 28 巻 1332 条(a)）。

法人に関しては、設立国に国籍がある。

(3)州籍の所在

()州籍の意義： 州籍の所在の決定は、州法の問題ではなく、連邦法の問題である。州籍相違裁判権の発生に関しては、50 州のほか、首都ワシントン特別区、プエルトリコ、合衆国の属領もそれぞれ州として扱われる。

(ii)自然人の州籍： アメリカ国籍の自然人は、住所（domicile）を有する州に州籍を有する。居所（residence）を有するだけでは足りない。生活の実態がある場所を指す「居所」と異なり、「住所」は法律上の概念であって、人の権利義務関係決定のための法的擬制である。住所は、現在そこを離れているかどうかを問わず、恒久的自宅のある場所である。州籍（したがって住所）の所在の立証責任は、州籍相違裁判権を主張す

¹² Sun printing & Publishing Association v. Edwards. 194 U.S. 377 (1904) ; Williamson v. Osenton, 232 U.S. 619 (1914)

¹³ Van Def Schelling v. United States News & Report, Inc., 213 F.Supp. 756 (E.D.Pa.(1963))

る当事者が負う¹⁴が、反証がないかぎり最後の住所地に住所が存続するものと推定される。なお、子供は親の住所と同じところに住所をもつと擬制される。

住所の変更は、無期限にそこで生活する意思をもって、そこに物理的に生活の本拠を置くことによって初めて変更することができる¹⁵。無期限でそこで生活する意思は、勤務地、選挙権登録、自動車登録、運転免許取得、現在の居所、財産の所在などの状況証拠によってしか証明できない。伝統的理論によれば妻は夫と同じところに住所をもつと擬制されるが、（少なくとも外国人との）結婚によってただちに夫と同じ住所に変更されるわけではない。

マス事件は住所の変更に関する好例である。ルイジアナ州で育ったジュディは、イリノイにある大学に在学中にフランス人ポールと結婚した。新居の家主は、寝室の鏡をマジックミラーにして、新婚生活を覗いていた。これを知ったジュディとポールは連邦地方裁判所に損害賠償を求めて訴えた。被告の家主は、ジュディは合衆国に国籍があるが住所は夫と同じくフランスにあるから、ジュディの訴えについては州籍相違裁判権を欠くと主張した。連邦地方裁判所は家主の主張を容れたが、連邦控訴裁判所は、ジュディは結婚によって夫と同じくフランスに住所が変更されるわけではない、大学のあるイリノイに無期限に生活する意思はないからイリノイに住所が変更されたわけではない、結婚とともに両親のいるルイジアナを住所とする意思を失ったが新住所の設定がない以上最後の住所であるルイジアナがなおもジュディの住所である、と判示して、州籍相違裁判権を認めた。

(iii)法人の州籍： アメリカ国籍の法人は、設立（incorporation）州のほか、主たる事業所（principal place of business）のある州に州籍を有する。設立州の所在は明確であるが、主たる事業所の所在は、多州にまたがって活動する会社については必ずしも明確ではない。主たる事業所の所在の決定については、業務活動理論（place of operations theory）と神経中枢理論（nerve center theory）（本拠事務所理論（home office theory））もしくは企業活動の場所理論（place of corporate activity

¹⁴ McNutt v. Bland, 43 U.S. (2 How) 9 (1844)

¹⁵ Mas v. Perry, 489 F.2d 1396 (5th Cir. 1974)

theory)ともよばれる)がある。業務活動理論は、企業の資産、売上げ、その他の物的指標を使って主たる事業所の所在を決定する。神経中枢理論は、会社の経営陣の所在でもって事業所の所在を決定する。業務活動と経営陣の所在とが別の州に分かれる場合には、どうなるか。

実質的規模の生産・販売の拠点が1州のみにある場合には、経営陣の所在州ではなく、当該生産・販売の拠点が所在する州に主たる事業所があると認定される¹⁶。たとえば、ルーリー事件では、被告は、カリフォルニア州にあるホテル1軒が唯一の事業財産である会社であるが、ニューヨークに本部を有する企業の子会社であり、ニューヨークの親会社の役員がその役員を兼務してこれを経営していた。原告は、被告の主たる事業所が経営陣のいるニューヨークにあると主張したが、裁判所は、被告会社がカリフォルニア州においてのみ事業活動の許可を得ていること、唯一の事業がカリフォルニア州にあるホテルの経営であること、会社収入のすべてがホテル経営によること、日常の業務は州内のマネージャーが行っていること、従業員ほとんどがカリフォルニア州にいることなどを認定して、カリフォルニア州に主たる事業所があると判決した。

他方、実質的規模の生産・販売の拠点が2州以上に分散している場合には、神経中枢理論が適用され、経営陣の所在州に主たる事業所があると認定される¹⁷。たとえば、スコット事件では、被告の工場はコネチカット州、ニュージャージー州、カリフォルニア州に分散し、経営陣はニューヨーク州にいたが、裁判所は、経営陣の所在州であるニューヨーク州に主たる事務所があると判決した。しかし、経営陣の所在といえども、役員が形式的であって、経営の実態がいずれかの生産・販売の拠点にある場合には、当該拠点到主たる事業所があると認定される¹⁸。インランド事件では、被告は、ニューヨーク州とフロリダ州に営業所があり、親会社のあるオハイオ州に親会社の役員が兼務で役員をしていたが、ニューヨーク州に事業部長その他部長がいて経営の実体があった。裁判所は、経営の実体、売上げの3分の2がニューヨーク州にあることなどを認定して、神経中枢理論の適用を排除し、ニューヨーク州に主たる事業所があると判決した。

¹⁶ Spector v. Rex Sierra Gold Corp., 227 F.Supp. 550 (S.D.N.Y. 1964) ; Southland Mall Inc. v. Garner, 293 F.Supp. 1370 (W.D.Tenn. 1968) ; Lurie Company v. Loew's San Francisco Hotel Corp., 315 F.Supp. 405 (N.D.Cal. 1970)

¹⁷ Scot Typewriter Co. v. Underwood Corp., 170 F.Supp. 862 (S.D.N.Y. 1959) ; Unger v. Del E. Webb Corp., 233 F.Supp. 713 (N.D.Cal. 1964)

以上が裁判例の大勢であるが、逆の結論を出している裁判例もあることに注意を要する。たとえば、チュー事件¹⁹では、業務活動の拠点がペンシルベニア州のみにある場合であったが、経営陣の所在するニュージャージー州に主たる事務所があると認定された。

C. 訴額の要件

(1) 最低訴額

連邦議会は、州籍相違裁判権の発生に、最低訴額を要件として課している。狭義の州籍相違裁判権には 50,000 ドルを超える訴額（合衆国法典 28 卷 1332 条(a)）が、競合請求権確定訴訟裁判権には 500 ドル以上の訴額（同 1335 条(a)）が、必要である。

(2) 訴額の計算

訴額（jurisdictional amount）は、請求金額または目的物の価格である。利息、費用は計算から除かれる。請求金額には、法律上または契約上認められる弁済費用の賠償、および懲罰的損害の賠償（punitive damages）を含めることができる。原告は、請求金額を誠実に評価しなければならない。主張額が最低訴額を上回っていても、認められる金額が最低訴額を超える可能性がない場合には訴えは却下される²⁰。1人の原告の1人の被告に対する複数の請求は合算することができるが、1人の原告の複数の被告に対する請求を合算することは原則としてできない。

訴額の計算基準時は、提訴の時である。結果的に判決において認められた金額が訴額を充足しなかった場合、遡って裁判権が消滅することはないが、裁判費用の賠償が認められないこと、または、裁判費用の支払いを命じられることがある（合衆国法典 28 卷 1332 条(b)）。

¹⁸ Inland Rubber Corp. v. Triple A Tire Service, Inc., 220 F.Supp. 490 (S.D.N.Y. 1963)

¹⁹ Chu v. Plastic Systems Corporation, 308 F.Supp.1189 (S.D.N.Y. 1969)

²⁰ Saint Paul Mercury Indem. Co. v. Red Cab Co., 303 U.S. 283 (1938)

4 連邦裁判所の補充裁判権

連邦憲法上は、連邦問題裁判権および州籍相違裁判権が広範に認められているにもかかわらず、制定法（合衆国法典 28 巻 1331 条および 1332 条）は、上述（2 および 3）のとおり、これに厳しい要件を加えて連邦地方裁判所に事物裁判権を与えている。しかし、制定法上の連邦問題裁判権および州籍相違裁判権などを生ずる請求がある場合には、それに関連する請求については、厳しい制定法上の要件を満たさないものであっても、連邦地方裁判所はこれを裁判することができることとされている（合衆国法典 28 巻 1367 条）。これを補充裁判権（supplemental jurisdiction）といい、そのうちとくに連邦問題事件に関するものを従属的裁判権（pendent jurisdiction）、州籍相違事件に関するものを附属的裁判権（ancillary jurisdiction）という。

A. 連邦問題事件に関連する請求

(1) 関連請求の範囲

制定法上の連邦問題事件（合衆国法典 28 巻 1331 条）とその関連請求が連邦憲法 3 条にいう「同一の事件または争訟」を構成する場合には、そのすべての関連請求に対して、連邦地方裁判所の補充裁判権が発生する。連邦問題事件と州法問題事件の請求それぞれがその主要事実の核心的部分において共通しており、原告が一つの手続において審理するであろうと通常期待されるような請求である場合に、「同一の事件または争訟」に該当すると認められる²¹。

たとえば、ギブズ事件では、被告炭坑組合が、原告の使用者である炭坑会社に圧力をかけ、原告を解雇させた。原告は、被告の労使関係調整法上の責任と契約不当介入の責任を求めて連邦地方裁判所に訴えた。裁判所は、連邦法である労使関係調整法の違反について連邦問題裁判権を、契約不当介入に基づく州法上の責任について補充裁判権を認めた。

補充裁判権にかかる請求には、最低訴額のような要件はない。

²¹ United Mine Workers of America v. Gibbs, 383 U.S. 715 (1966)

連邦問題裁判権にかかる請求が最終的に棄却された場合であっても、連邦地方裁判所は、残された州法上の請求について補充裁判権を失わない。しかし、裁判所は、裁量により、連邦問題裁判権にかかる請求が最終的に棄却された場合、残された州法上の請求について補充裁判権を行使しないことができる。また、補充裁判権にかかる請求が新規もしくは複雑な争点を提起する場合、補充裁判権にかかる請求が連邦問題裁判権にかかる請求よりも主たるものである場合、その他特段の事情により補充裁判権の不行使がやむをえない場合、裁判所は、補充裁判権を行使しないことができる（合衆国法典 28 巻 1367 条(c)）。

(2)請求の併合

同一の当事者間の請求であれば、連邦法上の請求に、原告が州法上の請求を単純併合することも、被告が州法上の請求を反訴として提起することもできる。

たとえば、欠陥商品の買主は、連邦法であるマヌソン・モス法（合衆国法典 15 巻 2301 条 - 2312 条）上の売主の責任を求めて連邦地方裁判所に訴えを起こす場合（同 2310 条）、補充裁判権に基づき州法上の契約責任・不法行為責任の請求を併合することができる。また、特許のライセンスが許諾の範囲を越えて実施した場合、連邦地方裁判所は、特許侵害について連邦問題裁判権、州法上の契約違反責任について補充裁判権をもつ。

(3)当事者の併合

「同一の事件または争訟」を構成する関連請求であるかぎり、当事者の追加を必要とする請求でも併合が許される（合衆国法典 28 巻 1367 条(a)）。

たとえば、商品の買主が特許侵害で訴えられた場合、担保責任に基づき買主が売主を訴訟に引き込むことも、売主が自発的に当事者参加することも、補充裁判権によってできる。

B．州籍相違事件に関連する請求

(1)関連請求の範囲

制定法上の州籍相違事件（合衆国法典 28 卷 1332 条）とその関連請求が連邦憲法 3 条にいう「同一の事件または争訟」を構成する場合には、その関連請求に対して、連邦地方裁判所の補充裁判権が発生する。州籍相違事件と非州籍相違事件の請求それぞれがその主要事実の核心的部分において共通しており、原告が一つの手続において審理するであろうと通常期待されるような請求である場合に、「同一の事件または争訟」に該当すると認められる²²。補充裁判権にかかる請求には、最低訴額のような要件はない。

州相違裁判権にかかる請求が最終的に棄却された場合であっても、連邦地方裁判所は、残された州法上の請求について補充裁判権を失わない。しかし、裁判所は、裁量により、州籍相違裁判権にかかる請求が最終的に棄却された場合、残された州法上の請求について補充裁判権を行使しないことができる。また、補充裁判権にかかる請求が新規もしくは複雑な争点を提起する場合、補充裁判権にかかる請求が州籍相違裁判権にかかる請求よりも主たるものである場合、その他特段の事情により補充裁判権の不行使がやむをえない場合、裁判所は、補充裁判権を行使しないことができる（合衆国法典 28 卷 1367 条(c)）。

(2)請求の併合

同一の当事者間の請求であれば、最低訴額を満たさない請求であっても、原告が最低訴額を満たす請求にこれを単純併合することも、被告がこれを反訴として提起することもできる。

(3)当事者の併合

連邦問題に関連する請求の場合、当事者が異なってもそれらは憲法上の連邦問題裁判権の範囲内であるが、州籍相違事件に関連する請求の場合、当事者が異なればそれらは必ずしも憲法上の州籍相違裁判権の範囲

²² United Mine Workers of America v. Gibbs, 383 U.S. 715 (1966)

内にはない。そのため、州籍相違事件と「同一の事件または争訟」を構成する関連請求であっても、当事者の追加を要する場合には、制定法上の州籍相違裁判権（合衆国法典 28 巻 1332 条）の要件を満たすのでなければ併合は許されない（合衆国法典 28 巻 1367 条(a)）。

したがって、当事者の追加を必要としない共同当事者間請求は、関連請求であるかぎり、州籍相違・最低訴額を問わず、これに対する補充裁判権が認められる。

5 連邦裁判所の移送事件裁判権

A . 移送事件裁判権の意義

もし連邦裁判所に提起されたとすれば連邦地方裁判所が連邦問題裁判権、州籍相違裁判権または補充裁判権をもっていた事件について原告が州裁判所に訴えを提起した場合、法律上禁止されている事件（合衆国法典 28 巻 1445 条：鉄道会社に対する訴訟など）でないかぎり、被告は、その選択により、これを連邦地方裁判所に移送することができる（合衆国法典 28 巻 1441 条：狭義の移送事件）。また、連邦公務員に対する訴訟（合衆国法典 28 巻 1442 条）や一定の公民権事件（合衆国法典 28 巻 1443 条）など法律上連邦地方裁判所への移送がとくに許されている事件がある。

連邦地方裁判所は、州裁判所に係属したかかる事件の移送を受けてこれを裁判することができる。これを連邦地方裁判所の移送事件裁判権という。この制定法上の移送事件裁判権は、憲法上の連邦問題裁判権、州籍相違裁判権、外国人事件裁判権（連邦憲法 3 条 2 項）に由来する。

B . 狭義の移送事件の範囲

(1)連邦問題裁判権、州籍相違裁判権または補充裁判権

連邦地方裁判所に提起されておれば連邦問題裁判権（合衆国法典 28 巻 1331 条）、州籍相違裁判権（合衆国法典 28 巻 1332 条）または補充裁判

権（合衆国法典 28 卷 1367 条）を生ずる事件は，連邦地方裁判所に移送できる。ただし，例外として，州籍相違裁判権を生ずべきものについては，被告のいずれかが法廷地の州の市民である場合には，移送事件裁判権が認められない（合衆国法典 28 卷 1441 条(b)）。

なお，原告は，法廷地州の市民を被告の 1 人に加えることによって，その被告がまったく名目的なものでないかぎり，州籍相違を基礎とする移送事件裁判権を妨げることができる。州籍相違の作出に対する制限については合衆国法典 28 卷 1359 条があるが，州籍相違の破壊に対する制限についてはこのような規定はない²³。

(2)移送権者

事件を連邦地方裁判所に移送できるのは，被告である。被告が複数いる場合は，被告全員が移送を求めなければ，移送できない。

原告は，反訴について被告となるが，反訴事件について事件の移送を求めることは許されない。

(3)事件の独立性

被告が複数いる場合であっても事件が別個独立のものである場合には，それぞれ独立に以上の要件が検討される。すなわち，複数いる被告に対する請求がそれぞれ「個別かつ独立の請求」(separate and independent claims)である場合には，それぞれ州籍相違が存在する。また，「個別かつ独立の請求」ごとに，被告は単独で移送することができる。しかし，「個別かつ独立の請求」の範囲はきわめて狭く解釈されており，事実上まったく無関係でないかぎり「個別かつ独立の請求」とは認められない²⁴。

たとえば，原告 P（NY 市民）が被告 D 1（Cal 市民）と被告 D 2（NY 市民）を訴えている場合，P の D 1 に対する請求と D 2 に対する請求が個別かつ独立の請求でないならば，D 1 は自分に対する請求を連邦地

²³ Mecom v. Fitzsimmons Drillig Co., 274 U.S. 183 (1931)

²⁴ American Fire & Cas. Co. v. Finn, 341 U.S. 6 (1951)

方裁判所に移送できないが、個別的かつ独立の請求であるならばこれができる。D 2 はいずれにしても自分に対する事件を移送できない。しかし、D 1 に対する請求が移送される場合、当該連邦地方裁判所は、その裁量により、D 2 に対する請求をも含めて全事件を移送することができる（合衆国法典 28 巻 1441 条(c)）。

(4)移送手続

事件を移送する場合、被告は、原則として訴状受領日から 30 日以内に連邦地方裁判所に移送申立書（notice of removal）を提出し、さらに、被告は、移送申立書の提出を原告および州裁判所に通知しなければならない（合衆国法典 28 巻 1446 条）。移送事件について管轄権をもつのは、事件が係属している地を管轄する連邦地方裁判所である。したがって、この場合には、通常の法廷地決定の原則（後述 V）は適用されない。

原告は、連邦地方裁判所に移送事件裁判権がない場合および移送手続に瑕疵がある場合、当該連邦地方裁判所に対して、州裁判所への事件の移送差し戻しを求めることができる（合衆国法典 28 巻 1447 条）。移送手続の瑕疵を理由とする場合、移送差し戻しの申立は、移送申立書提出後 30 日以内になされなければならない。移送裁判権の欠如を理由とする移送差し戻しは、終局判決あるまでいつでも、申立または裁判所の職権により、行うことができる。

移送後に原告が当事者の併合を申し立て、これが連邦地方裁判所の事物裁判権を破壊するものである場合、裁判所は、併合を許可しないことも、併合を許可して州裁判所に事件を差し戻すことも、できる。
